

第 3 回八戸市男女共同参画審議会意見に基づく変更点（新旧対照表）

頁	行・区分	旧	新
7	表中 Ⅱ－(1)－②	職場における <u>男女の均等な機会と待遇の確保</u>	職場における <u>男女共同参画の促進</u>
11	施策の概要	■事業所等の男女共同参画に関する <u>理解を促進するため、男女共同参画推進事例の周知を図ります。</u>	■事業所等の男女共同参画に関する <u>理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例の紹介を行います。</u>
14	本文 1 行目	変化の <u>早い</u> 経済・社会に	変化の <u>速い</u> 経済・社会に
16	②タイトル	職場における <u>男女の均等な機会と待遇の確保</u>	職場における <u>男女共同参画の促進</u>
16	施策の概要	(新設)	■事業所等の男女共同参画に関する <u>理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例の紹介を行います。</u> ■働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業所へ周知を図ります。

頁	行・区分	旧	新																
16	主な事業一覧 表中	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4</u> (再掲)</td> <td><u>ワーク・ ライフ・ バランス</u> の啓発</td> <td><u>仕事と生活の両立につ いて、情報誌や事業者向 けの広報誌、周知啓発用 パンフレット等に掲載 する。</u></td> <td><u>市民連 携推進 課</u></td> </tr> <tr> <td><u>追加</u></td> <td><u>妊娠中・ 出産後の 女性に対 する健康 管理措置 の周知</u></td> <td><u>労働基準法並びに男女 雇用機会均等法に規定 されている母性健康管 理対策の措置を講じる ことの周知啓発を実施 する。</u></td> <td><u>雇用支 援対策 課</u></td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	事業内容	担当課	34		(略)		<u>4</u> (再掲)	<u>ワーク・ ライフ・ バランス</u> の啓発	<u>仕事と生活の両立につ いて、情報誌や事業者向 けの広報誌、周知啓発用 パンフレット等に掲載 する。</u>	<u>市民連 携推進 課</u>	<u>追加</u>	<u>妊娠中・ 出産後の 女性に対 する健康 管理措置 の周知</u>	<u>労働基準法並びに男女 雇用機会均等法に規定 されている母性健康管 理対策の措置を講じる ことの周知啓発を実施 する。</u>	<u>雇用支 援対策 課</u>
No.	事業名	事業内容	担当課																
34		(略)																	
<u>4</u> (再掲)	<u>ワーク・ ライフ・ バランス</u> の啓発	<u>仕事と生活の両立につ いて、情報誌や事業者向 けの広報誌、周知啓発用 パンフレット等に掲載 する。</u>	<u>市民連 携推進 課</u>																
<u>追加</u>	<u>妊娠中・ 出産後の 女性に対 する健康 管理措置 の周知</u>	<u>労働基準法並びに男女 雇用機会均等法に規定 されている母性健康管 理対策の措置を講じる ことの周知啓発を実施 する。</u>	<u>雇用支 援対策 課</u>																
23	施策の概要	<p>■<u>妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益に取り扱わな いよう、母性健康管理に関して事業者へ周知を図ります。</u></p>	<p>■<u>働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ 配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて 事業者へ周知を図ります。</u></p>																

頁	行・区分	旧				新			
23	主な事業一覧 表中	No.	事業名	事業内容	担当課	No.	事業名	事業内容	担当課
		66	妊娠中・ 出産後の 女性に対 する健康 管理措置 の周知	労働基準法並びに男女 雇用機会均等法に規定 されている母性健康管 理対策の措置を講じる ことの周知啓発を実施 する。	雇用支 援対策 課	<u> </u> (再掲)	妊娠中・ 出産後の 女性に対 する健康 管理措置 の周知	労働基準法並びに男 女雇用機会均等法に 規定されている母性 健康管理対策の措置 を講じることの周知 啓発を実施する。	雇用支 援対策 課
		67	(中	略)		67	(中	略)	